

非正規雇用フォーラム・福岡

派遣社員

嘱託社員

パート

契約社員

ニュース



発行；非正規雇用フォーラム・福岡

福岡市博多区千代4丁目 29-32 前田ビル2F

非正規雇用フォーラム・福岡

正規・非正規の枠をこえて 一人ひとりが人間らしく働ける社会を！

—非正規雇用フォーラム・福岡第13回総会を開催—

5月31日ココロンセンターで、非正規雇用フォーラム・福岡第13回総会を開催しました。

総会は、全国一般の松行芳江さんを議長に選出し、議事を進めました。共同代表の落石俊則福岡市議はあいさつの中で、「私たちは外国人労働者とどのように社会の中で共生していくかを考えたい。」と述べました。そして、2017年度の経過報告、会計報告、監査報告、2018年度の活動方針、予算案が承認され、第1部の総会を終了しました。

続く第2部では、西日本新聞社会部デスクの坂本信博さんから「外国人労働の現場から考える」の題で講演を行っていただきました。そのキャンペーン報道としてとりくまれた外国人労働問題は、『新移民時代—外国人労働者と共に生きる社会へ—』（明石書店）として出版され、第17回石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞を受賞しています。総会当日の講演概要は次の通りです。



記念講演 「外国人労働の現場から考える」

あなたの隣に外国人が住み貴重な労働力になっている

2016年9月、福岡市南区にリトルカトマンス（ネパールの居住地域）があると聞いて取材を始めた。確かに、44部屋に60人以上が家賃を折半し居住している団地があり、なんと8割以上は日本語学校の留学生であった。また、JR吉塚駅前で企業の送迎バスに乗り込む外国人の団体があり、その9割がネパールからの留学生だった。その他にも夜は弁当工場で働き、アルバイトを兼務して、昼はその弁当をコンビニで売っている留学生も多い。

今や、日本で暮らす外国人の国籍は、中国、韓国、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ネパール等々と広がっている。外国人労働者といっても、専門職、留学生、技能実習生とさまざまある。その中で留学生には、週28時間以内という就労制限がある。それを守れば生活ができないし、入国管理を厳格に守れば工場のラインが止まるのが現状で、入国管理も甘くなっている。

ネパール人は、母国より学費・食費が高く生活苦の状況にある。一方、日本人を集めようにも来ない3K職場では貴重な労働力になっているのである。



事実上の移民は増えているのに、

移民政策にとりくまない日本

日本政府は移民政策をとっていないが、事実上の移民は増えている。OECDの調査による最新データでは、日本は世界第4位の移民受け入れ国だ。正面から移民問題をとらえないとすまされない状況に至っている。外国人労働者の数は北九州市の人口より多くなり、100万人を超えた。少子高齢化で国内の働き手は減り、外国人労働者が増えているからだ。「外国人が増えると怖い」と排斥につながる。記事作りは共生の視点

で行っている。

九州の過疎地で人手不足のところは、「日本語学校」をつくり外国人を呼び込んで働き手を確保するところもある。また、偽装難民も出てきている。難民申請をすると自由に働けるからだ。

人手不足の現場で技能実習生を受け入れ 奴隷労働をさせている

なぜ福岡でネパール人が増えているのかネパールまで現地取材に行った。たくさんの斡旋業者が存在し、150万円の斡旋料を取っていた。しかし、日本に来てもらうように稼げない。若者は情報弱者で、現実を知らなさすぎる。東京より福岡のほうが審査がゆるくビザがおりやすいということで、福岡に来ているのだ。

新聞読者から衝撃的動画が送ってきた。それには、授業中の賭けトランプやまともな授業が行われていない様子が収められていた。営利目的の日本語学校で崩壊が起きている。授業料さえ払えばビザがおりる。バイトを単位として認めるといういい加減な学校もあった。人手不足の現場で技能実習生を受け入れ、奴隷労働をさせている。介護の世界で技能実習が解禁される。人手不足で受け入れても、一斉に帰国したらどうなるか。また、例え帰国しても技能は生かせない。労働不足で使い捨て、名ばかりの技術移転が横行している。

外国人労働者問題は私たちの将来と 大きくかかわっている

タイでも人手不足が起ころなど、アジア各国での人材争奪戦が始まっている。不誠実な対応をしていると日本に来てもらえなくなるということが懸念される。かつて日本に来たネパール人の4割が「2度と日本に行かない」といっている。九州経済白書でも外国人労働者に言及するなど、社会が動き出した。九州7県で特区を検討し、留学生の就労制限28時間を8時間拡大し36時間にしようとしている。自民党も留学生の労働力活用を打ち出している。しかし、政府は移民を認めない。正面玄関から受け入れるのではなく勝手口から招き入れるつもりで、まさに「移民ネグレクト」だ。外国人のことを考えることは、私たちがどこへ行くかに大きくかわる事態となっている。すでに移民時代を迎えている。

外国人の犠牲の上に成り立つ幸福であってはならない

外国籍をもつ子どもたちの問題が深刻化している。言葉の壁があるからだ。夜間中学で学ぶ生徒の約8割

が外国人にもなっている。行政の責任が大きいが多く夜の夜間中学が民間の自主運営に任されている。

現在のところ、外国人による犯罪率は低い。しかし、希望をなくした人間ほど恐ろしいものはない。希望を持って日本にやってきて裏切られたら、今後どうなるかわからない。大学生インターンの調査でも、「親しい日本人はいない」「生活費を稼ぐ日々を追われている」等の回答が寄せられている。今のところ、日本はビザが取りやすく働きやすいが、2020年にオリンピックが終わればどうなるかわからない。

定住外国人との共生をさまたげる壁は、コミュニケーションを困難にする言葉の壁、日本の大卒でないと受け入れない就職の壁、政策としてまともに向き合おうとしない政治の壁だ。他人の不幸の上に自分の幸福を築かないという視点が欠けている。留学させた自分の子どもにさせたくないことを外国人留学生にもさせてはいけない。

「移民新時代」に欠かせないのは共生の視点

世界で人材争奪戦が起きている。いつまでも外国人が日本に来てくれるとは限らない。日本の「移民開国」に欠かせないのは共生の視点だ。頑張ったら報われるということがないと来てもらえなくなる。

虫の目や鳥の目の幅広い視野、そして、様々な角度から物事を見ることが重要だ。人の目で、何のため誰のため書くのかをいつも考えている。これからも事実の奥にある真実を見極めながら「新移民の時代」の取材を続けていきたい。

蟹工船の世界を再来させないために 地域からムーブメントを起こそう

閉会あいさつは、高久明雄事務局次長が行い、「安倍政権は、モリカケ問題では三権分立を私的に運用し、働き方改革法案を強行採決した。日本国憲法の三原則を切り崩して、これほど目茶苦茶な政権はない。今こそ、市民が

声を上げ動かなければならない時代。そうしなければ、労働環境は蟹工船の世界になっていく。地域での情宣に力を注ぎ、働き方改革を変えることにつなげていこう。」と結びました。



7月18日、
福岡地方最低賃金審議会に
下記意見書を提出しました。

最低賃金の引上げ等に関する意見書

貴職におかれましては、福岡県における労働者の最低賃金改善に向けて真摯にとりくみを進めておられますことに心より敬意を表します。

世界の経済動向は、米国の利上げ政策への転換を契機に量的金融緩和政策から脱却する局面にあり、先の G7 でも米国の国内向け保護主義的政策を非難して米国以外は自由貿易を守る方向性を確認しています。一方国内の経済状況は、雇用・所得環境は高止まりし、円安・株高が支える経済の好循環が過去最高の企業利益を生み出しています。しかしながら、こうした好調な経済を持続させても、その富が国民の生活と基盤に広く配分されず、私たち勤労国民が、この好景気を実感できていないのも現実です。

先般示された中央最低賃金審議会への諮問では、今年も政府の働き方改革実行計画にある最低賃金の 3%引き上げ方針に配慮することが記載されています。政府は、個人所得を底上げすることで経済成長を後押しするとしていますが、働き方改革では、長時間規制で上限を規制する一方で、裁量労働や高度プロ制度では規制の対象外にするなど長時間労働を助長し、低賃金で「働かせ放題」の格差社会を後押ししていると思えません。

基本的には少子高齢化傾向の中、女性、高齢者などに就業機会を広げても依然 40%に迫る非正規雇用労働が維持され、さらに労働力不足を補うため相当数の定住外国人受け入れの方針もだされています。労働需要がタイトな悪条件職種を始め単純作業職種では時給労働者が増えることも推測され、最低賃金に張り付くべ底状態が改善されません。

同一労働同一賃金の原則でも、別途基準の賃金構成要素を容認することによって、ILO が唱える同一価値労働の国際基準とは全く違う日本だけのローカルルールとなっています。こうした政府の労働政策は、従来以上に賃金格差の 2 極化が予測されるため、真の同一価値労働同一賃金の実現とともに、憲法が保障するまともな生活ができる最低賃金に引上げるセーフティネットが極めて重要であると考えます。

貴審議会におかれましては、以上の当組織の考えや立場をご理解いただき、2018 年度地域別最低賃金の大幅な改善を答申されますよう、以下のとおり意見と要望を表明いたします。

記

- 1 現政府が、成長戦略の重要な施策と位置づけ国会を通過させた働き方改革の目玉法案高度プロフェッショナル制度の内容（年収 1,075 万を年間可能労働時間 6,264 時間で除した額 1,716 円）は、未経験労働者にも適用可能な定額残業制度そのものでした。

法で適用除外とされる割増分を逆算した時間単価 1,246 円の月額は大卒初任給に等しい水準となります。こうした労働時間を無視するモラルハザードを許さないためにも、だれもが労働時間 8 時間以下を提供して得る、社会的最低生活の維持賃金を年収 300 万以上と仮定した最低賃金 1,500 円以上への引上げが必要です。

従って、地域別最低賃金の改定に当たっては、労働者が労働によって得られる賃金が、健康で文化的な最低限度の生活を保障出来るよう、福岡県内最高級地の平均年齢と家族構成の生活保護水準を上回ることは勿論のこと、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差の是正に向け、2018 年度の改訂に於いて最低賃金 1,000 円を実現すること。

- 2 最低賃金の引上げに当たっては、下記の視点を加味して決定すること。

非正規（パート）労働者は、時間単価が低いいため、生活できる賃金を得るため、一日当たり 8 時間を超過する W ワークを余儀なくされ長時間労働と割増賃金未払いの実態があります。正規と非正規を問わずワークライフバランス（労働時間と生活時間さらには休息時間）を確保するため、基本的に一日 8 時間週 40 時間の基本所定労働時間のみで生活に十分な最低賃金を得られるよう以下の額①を定めること。さらに同一価値労働同一賃金の原則と整合させるため、額②と比較し高い額を適用すること。

① 地域で正規労働者が得る平均基準内賃金（時間額換算）の 75%以上の決定額。

② 同一事業所内の同一価値労働で得る賃金（時間額換算）の額。

以上

「働き方改革関連法」成立は安倍政権の大罪！」

「働き方改革」関連法案またしても強行採決

先月の6月29日、遂に「働き方改革」関連法案が参議院で成立した。特に、高度プロフェッショナル制度は、これまでの労働者保護と労働時間をベースとした法体系を180度覆す驚愕の内容にも関わらず2019年4月施行の法として成立してしまった。昨日まで労働基準法違反だったものを今日から合法とし罰則はありませんというものだ。この法律で誰に利得があるのかも明々白々である。労基法41条では管理監督者を労働時間に関する規程の適用除外としているが、使用者と一体を成して経営に当たる者と極めて狭い範囲に定義している。判例では課長以下の一般的な中間管理職や、部長工場長など名ばかり管理職はこの定義に当たらない。ところが未だに実態は、ラインの中間管理職は残業手当の対象外としている事例が蔓延している。使用者はこうした運用では常に裁判を起こされ莫大な時間外労働の不払賃金請求のリスクを負うことになる。だから使用者にとって裁量労働（定額時間外）を導入しても時間管理や設定超過実働への義務が残るため、一定額（正規雇用者の平均400万が本音）以上を米国のホワイトカラーエグゼンプションのように規制を外して貰いたいと10年も前から熱望していたのだ。

事実上青天井の残業を100時間未満に規制するならば、一定額以上の労働者には残業手当の義務を外して欲しいという経団連の全く虫の良いパートナー要求を、安倍政権は成長戦略の柱と称し立法事実をねつ造してまでこの要求に答えてきた。

法律提案のプロセスが全く逆転

高プロ法の内容は、暫定基準（平均賃金の3倍）1075万円の「見込み」と最低限の健康配慮（①104日、②インターバル、③在社管理時間のいずれか）を要件に、年間最大労働6,264時間を24時間働かせ放題とし、従来の管理監督者への残業・深夜割増支払義務免除を多数の労働者に適用拡大することにある。



①の場合1075万の単純時給は1784円であり、割増を加味すると1246円に下がりこの月額は21万290円になる。高度専門職として大卒新人に年収1075万の高プロ契約をすることも可能であり勿論ペイもする。逆に年収1075万（仮に月給50万+賞与）の労働者がこれだけの時間外4178時間なら計算上残業代はなんと1500万以上にもなる。労働時間が3倍なのだから当然だが使用者は年収以上を賃金未払いすることになり、過労死でもすれば訴追の可能性もある重大犯罪なのである。

強行法規である労働基準法の一部を改訂するにも拘わらず、この法律が対象とする範囲を特定せず、成果型賃金の不利益措置に関する内容にも言及せず、業務の指示命令に従う義務と裁量も不明確など、これほど不完全で白紙委任の生煮え法律はない。詳細は今後速やかに公労使構成の労働審議会で詳細を決めるとするが法律提案のプロセスが全く逆転している。当面の対象業種を決めても、派遣法と同様の対象拡大が既に省令という方法で準備されている。国会で問題となった制度からの離脱を個人の自由と認めても、現在の管理職と同じく会社の方針に協力しない者は順当な標準コースから外され、職場から排除するパワハラさえ懸念される。また、法律の条文には何も書かれていない成果型賃金が実際運用の前提として労使自治に委ねられ、成果見合いで賃金を減額されたり、次年度契約が不利に働くなどしてもこの法律が介入する余地は殆どないことも想定される。

「自民とアベがまだマシ」を撃破しよう

この反動的な法律の先にも金銭解雇制度などがスタンバイしている。安倍自民政治が支持される何があっても「自民とアベがまだマシ」という刷り込み宣伝を、今回の「働かせ放題」のように個々のファクトで撃破し仲間に広げてゆこう。